

広報

みなみのわ

2015

4月

No.496

広報
みなみのわ

2015

4月

●平成27年4月1日発行 ●編集／南箕輪村広報委員会 ●発行／長野県上伊那郡南箕輪村役場
〒389-4592長野県上伊那郡南箕輪村4825-1 電話／0265-72-2104(代表) FAX／0265-73-9799

URL <http://www.vil.minaminowana.nagano.jp>
e-mail viln-m@vil.minaminowana.nagano.jp

●印刷／アド・コミュニケーション(株)

特集

みんなで守る みんなでつくる 村の景観

村の美しい景観を選んだ「景観十選」の一つ、信州大学農学部のユリノキ並木です。秋の黄葉の印象が強いユリノキですが、新緑の季節も美しいです。(写真:第8回みなみのわフォトコンテスト佳作「春のユリの木通り」より)

図書館 あいうえお

図書館おすすめの本を五十音順に紹介します。

村図書館
☎73-4946

今月は **し**
からはじまる本

「鹿の王」(上・下巻) 上橋菜穂子 角川書店



昨年、児童文学のノーベル賞と言われる国際アンデルセン賞を受賞した著者の長編小説です。

(あらすじ) 故郷を守るため、強大な帝国相手に絶望的な戦いに挑んだ戦士団のリーダーだったヴァンは、岩塩鉱で囚われの身となってしまふ。ある夜、黒い獣が岩塩鉱を襲う。獣にかまれた全ての者たちが「謎の病」にかかり息絶える中、ヴァンは奇跡的に生き残った。ヴァンは同じくかまどに隠され生き残った見知らぬ赤ん坊を連れて脱出する。その頃、帝国内でも医師ホッサルが「謎の病」の治療法を研究していた。「謎の病」を軸にヴァンとホッサルの運命が繋がり出す。

登場人物が魅力的で、巧みなストーリー展開です。児童書ですが、大人にもおすすめの1冊です。

みなみのわメールメッセンジャー 配信中

災害発生や防犯などの緊急情報に加え、保育園や学校からのお知らせ、制限付一般競争入札情報など、様々な最新情報をお届けします。

●パソコンからの登録・変更は
<http://www.ikkr.jp/mm>へアクセスしてください。

●携帯電話からの登録・変更は
mm@emp.ikkr.jpに空メールを送信してください。



▲こちらの二次元バーコードから空メールを送信してください。

広告料収入による村の自主財源確保のため、村広報紙「広報みなみのわ」に有料広告を掲載しています。

広報みなみのわに広告を掲載しませんか？

広告に関するお問い合わせは、アド・コマーシャル(株)TEL0265-76-2121 FAX0265-74-1212へお問い合わせください。

マツミガラス
サッシ・網戸・ガラス修理
バルコニー・ユニットバス

電話一本すぐ参上! TEL73-1073

ビルメンテナンスから
産業廃棄物処分まで

(株)ハクトー・ータルサービス
長野県上伊那郡南箕輪村8362-4
TEL.0265-78-8340 FAX.0265-76-1939
☎0120-891085
<http://www.hakuto-1.com>

Sunlight energy

太陽光発電システムの研究・開発・販売
新エネルギー・省エネルギーの研究・開発

未来の私たちのために「今」できることを
ノーツ・グリーン エネルギー

上伊那郡箕輪町大字中箕輪9286番地1
有限会社 ノーツ TEL.0265-79-0026 FAX.0265-98-6660
www.notescorp.co.jp

歓迎会や、お花見会に♪
お得なコミコミプラン♪
2時間飲み放題付き 平日限定
5,000円(税込)
宿泊付きで **10,000円(税込)** (朝食込み)
通常5,000円
先着4台までカラオケ **2,000円**
※10名様よりご予約いただけます。平日限定プラン1日5組限定カラオケは15名様以上でご利用できます。バグ商品は税込価格です。

4/1(水)~5/29(金)まで

ご予約・お問い合わせ 上伊那郡南箕輪村2358-5 **大芝荘** ☎0265-76-0048

各種ご法要・お祝いごとは **大芝荘** で
各種ご宴会 4,000円~(税別) 1泊2食付 8,700円~(税別)

送迎は無料、席札の作成まで全ておまかせください。
お施主様に安心してご利用いただけます。
お料理は、真心込めた会席料理でおもてなし。
椅子席もご用意いたします。

森のリゾートホテル **大芝荘** ☎0265-76-0048
田舎版 森のスーパー銭湯 つかの美肌の湯 **大芝の湯** ☎0265-76-2614
手づくりアラカルトシェラートナン... みんなの広場 **味工房** ☎0265-76-0054



軸の景観(村道6号線)

景観は複数の様相※1が重なり合って形づくられています。村では、その様相を「面」と「軸」の二つに区分し、さらにそれぞれの特徴によって景観の地域区分に分けます。

【面の景観】
村の景観を土地利用によって区分すると、「山地・森林地域」、「田園地域」、「住居地域」、「商工業地域」といった「面」の景観に分類できます。

【軸の景観】
道路や河川は、様々な「面」の景観を通じて連なり、特色のある景観を作り出しています。また、伊那谷の特徴である河岸段丘は「軸」として村域の景観を分け縁取っています。

面の景観、軸の景観それぞれについて、良好な景観の形成に関する方針を定めます。

※1 様相…ありさま、すがたの意味

計画の特性



山地・森林地域の景観



田園地域の景観

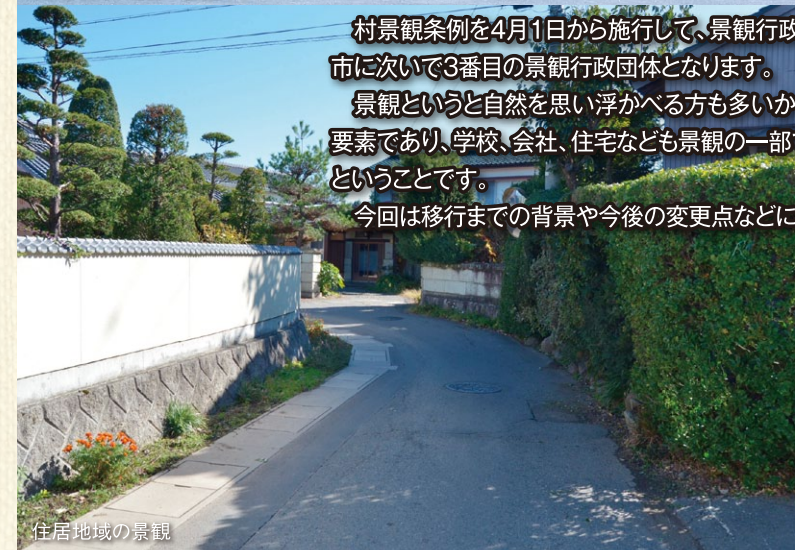
特集

みんなで守る みんなでつくる 村の景観

村景観条例を4月1日から施行して、景観行政団体へ移行します。上伊那地域では駒ヶ根市、伊那市に次いで3番目の景観行政団体となります。

景観というと自然を思い浮かべる方も多いかもしれませんが、建築物や工作物なども一つの構成要素であり、学校、会社、住宅なども景観の一部です。つまり、皆さんも村の景観を守り、つくっているということです。

今回は移行までの背景や今後の変更点などについてお知らせします。



住居地域の景観

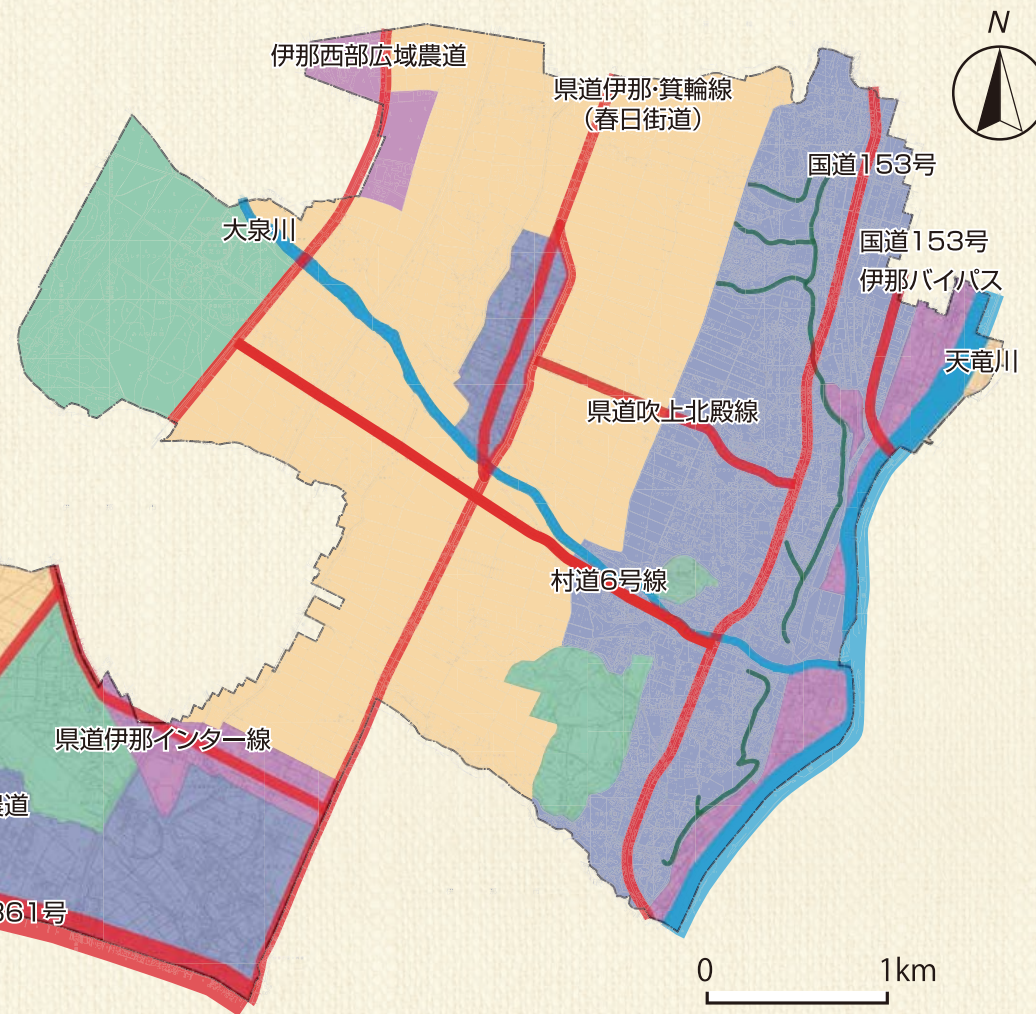


商工業地域の景観

景観計画区域の地域区分



※便宜上、行政界の外側も地域区分の色塗りをしてありますが、適用は村内だけとなります。



景観行政団体移行の背景

村第4次総合計画後期基本計画で、「景観の保全と景観形成活動の促進」が課題の一つとして挙げられました。本村の景観についてのアンケートでも重要度と満足度が比較的高く、景観は村の大事な財産の一つとなっています。その貴重な財産を守り育てるためにも、さらに具体的な施策を進める必要が出てきました。

長野県では平成4年に「長野県景観条例」が、国でも平成16年に「景観法」が公布されました。このような流れを受け、村に合った景観に対する施策をより一層進めるため、景観行政団体へ移行することとなったのです。

景観行政団体とは

景観行政団体になることで、景観法に基づく「景観計画」を策定できます。景観計画は、村の景観の保全・育成のため、良好な景観の形成に関する方針や景観形成基準などを詳しく定めることができます。さらに、建築や建設など、景観に関わる開発を行う方は、景観を阻害しないよう配慮することになり、7月1日からは、建築設計等の届け出が必要となります。届け出ることによって建築物等の景観に関する規制・誘導

を村で行います。詳細についてはカレンダー裏をご覧ください。

計画の目的

景観計画の目的は、「良好な景観を守り、育むことで魅力的な暮らしをつくる」ことです。村の自然、歴史、文化、経済活動などと調和した村独自の景観によって、住む人が快適な環境をつくっていくことを目指します。また、良好な景観によって地域の活性化や観光振興を目指します。

基本理念

私たちは、子どもたちが明るく元気に育ち、人々の心を豊かにする、潤いのある村を後世に引き継げるよう、南箕輪村の美しい景観を守り、育てていきます。



良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、届出対象行為に対し指導、勧告、変更命令を行うための景観形成基準と行為の制限を定めます。
(下表・一部抜粋)

景観形成基準

景観区域ごとの行為制限事項

行為制限事項		山地・森林地域	田園地域	住居地域	商工業地域
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。			商業地では隣接地と相互に協力して壁面線を合わせるなど、道路沿いにまとまった空間を生み出すように努めること。
		敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。			
		道路側の既存林の保存や緑化の空間を設けるなど自然景観に配慮すること。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地や緑化を行う空間を確保するよう努めること。		
		地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	経ヶ岳をはじめとする中央アルプスや南アルプス、段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。		
		電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置すること。			
	規模	建築物の屋根および屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。			
		【沿道】 ・大規模行為（延べ床面積が300㎡を超える建築物等の建築）にあつては、特に支障になる場合を除いて、道路から5m以上後退し、眺望を確保するとともに、広がりのある道路空間の形成に努めること。 ・道路側には付帯設備等（配管や室外機等）を設置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなどの配慮を行うこと。			
		経ヶ岳をはじめとする中央アルプスや南アルプス、段丘林への眺望を阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとする。			
		高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、やむを得ない場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周囲との連続性や統一感に配慮すること。	高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。
		建築物の高さは、原則として18m以下とすること。			
		【沿道】 高層となる場合でも道路上からの眺望に十分配慮し、空地を広くとり圧迫感を生じないよう努めること。			
		【河川】 連続した河川空間の見通しの良さを妨げないよう、規模・高さに配慮すること。			

景観を守り育てるために
村の美しい景観を守り、育てていくため、村民、事業者、行政が一体となり取り組むことが重要ではないでしょうか。そのために皆さんのご理解ご協力をお願いします。
詳しくは建設水道課建設工事係（☎72・2325）までお問い合わせください。



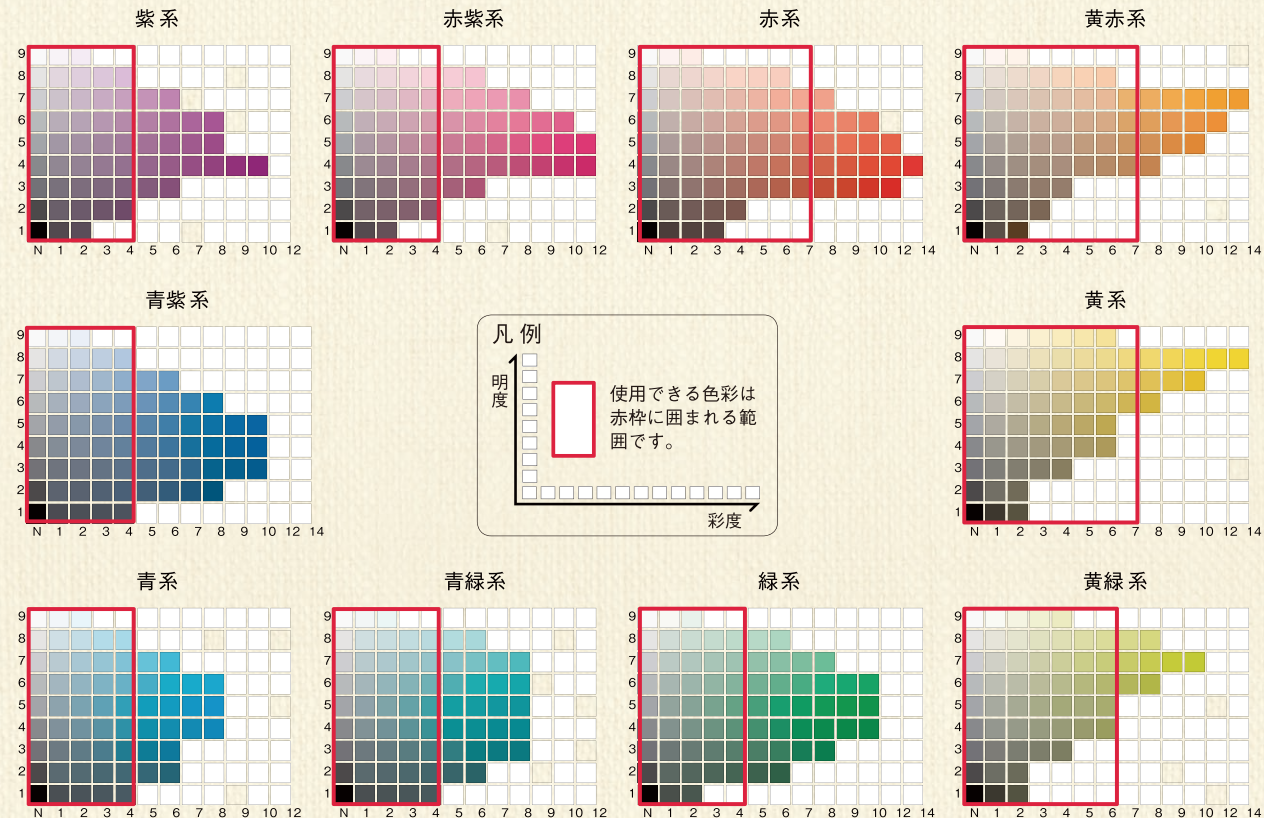
屋外広告物に関する基本的事項
村景観計画では、建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物について、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。景観計画策定後、村屋外広告物条例を制定することを目指し、村景観計画に示す屋外広告物等における景観形成と、安全かつ周辺景観と調和のとれた掲出に向けた規制・誘導を図ります。



「景観形成重点地区」とは、地区を特徴づける景観がある場所や、重点的に景観形成を図る必要がある場所を指定し、個性豊かなむらづくりを進めていくものです。住民の皆さんの同意を得ながら、必要なルールを定めます。
景観形成重点地区の指定への期待が高い、または、意欲的な地区を推奨地区とし、指定への検討をより具体的に行います。景観計画では、意欲的に景観形成を進めている南原区を推奨地区に指定する予定です。これは、長野県景観育成住民協定により平成18年から南原地区まちづくり景観形成住民協定が運用されているからです。

色彩に係る行為の基準
色彩は、景観形成を進める上で重要な要素です。建物の規模や形などと同様に周辺の景観に大きな影響を与えるため、調和の難しい色彩の使用を制限し、良好な景観の形成を図ります。建築物、工作物の屋根と外壁に使用できる色彩は次のとおりです。
(1) 赤、黄赤、黄の色相においては彩度※2・7以下
(2) 黄緑の色相においては彩度6以下
(3) その他の色相においては彩度4以下
(4) 明度※3は周辺景観と調和するよう努めること
ただし、次に該当するものはこの限りではありません。
① 外壁の各面の見付面積※4の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの
② 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ、ガラス等の素材本来が持つ色彩
③ 地域の伝統的な建築物等やその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色
④ その他法令等で着色が義務づけられている色彩
※2 彩度：鮮やかさを0から16程度までの数値で表します。白や黒を0とし、色が鮮やかになるにつれて数値が高くなります。
※3 明度：黒を0、白を10として明るさの度合いを表します。
※4 見付面積：風を受ける建物の面積のこと

色見本による色彩制限の範囲



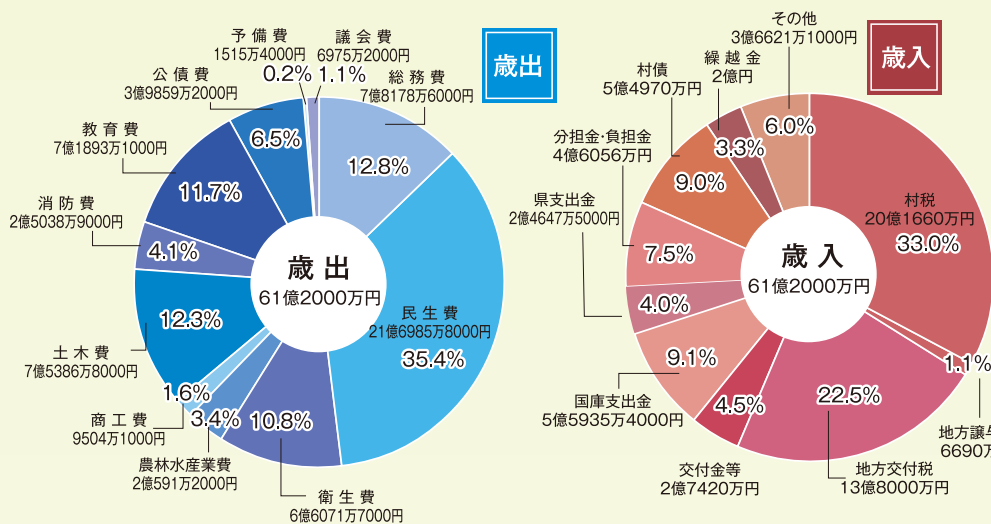
※本表に示す色見本は実際と異なる場合があるため、JIS規格による塗装色見本等を参考にしてください。

平成27年度予算の概要

平成27年度予算は、南原住宅団地の焼却灰処理委託料をはじめ、新たに西部保育園、中部保育園の増改築工事、大芝公園内非常用水施設整備工事、南箕輪中学校用地購入事業などを計上し、一般会計予算の総額は前年度対比3億4000万円(5.9%)増額の61億2000万円、昨年度を上回る過去最大規模となりました。

歳入のうち、村税は固定資産税の評価替えに伴う減額などを見込むものの、企業業績の回復とともに個人所得の増加を見込み、前年度対比2280万円(1.1%)の増額を見込んでいます。地方交付税は3640万円(2.7%)の増額を見込んでいますが、このうち、普通交付税は税収の増加などから、平成26年度交付決定額に対し425万円(△0.3%)の減額を見込んでいます。分担金および負担金は、南原住宅団地の焼却灰処理に伴う分担金の増額に加え、新たに非常用水施設整備工事に伴う水道事業会計からの負担金の増額などにより1億2409万円(36.9%)増額の4億6056万円を見込んでいます。国庫支出金では、非常用水施設整備工事、大芝プール駐車場整備工事補助金などで8419万円(17.6%)の増額となりました。また、こうした各種事業実施にあたり、財政調整基金から約1億6357万円、学校改築基金から6000万円など2億2717万円を取り崩して繰り入れを行いました。村債は5億4970万円を見込んでいます。

歳出のうち性質別では、補助費等が上伊那広域消防署建設に伴う負担金の減額などにより2億148万円(△18.8%)の減額となった一方、普通建設事業費が4億3075万円(52.7%)の増額、物件費では臨時職員賃金の増額に加え、平成28年度以降建設、増改築予定の各種施設の設計委託料の増額などで、5312万円(4.9%)の増額となっています。目的別では、民生費3億2748万円(17.8%)、衛生費1億121万円(18.1%)、土木費7979万円(11.8%)が各事業で増額となり、消防費は2億3928万円(48.9%)の減額となっています。



「健康で楽しく暮らせる村」、「安心・安全な村」、「活力のある元気な村」を目指します。平成27年度予算の各分野における主な新規事業は次のとおりです。

産業・交流に関する事業

- 官行造林地権利購入事業 (900万円)
官行造林契約満了に伴う立木等権利購入(経ヶ岳)
- フォレスト大芝外壁改修工事 (400万円)
施設維持のための計画的な外壁改修工事
- 大芝公園資機材倉庫建築工事 (400万円)
各種事業に必要な資機材保管のための倉庫建築工事
- 社会資本整備総合交付金事業(5350万円)
大芝プール駐車場整備工事
- 村観光協会補助金(500万円)
観光協会設立に伴う事業費補助

自治・協働に関する事業

- 久保防災拠点施設建設工事 (2700万円)
防災・消防体制の充実のための久保屯所・備蓄倉庫建設工事
- 耐震性貯水槽設置工事 (1600万円)
久保・神子柴地区の防火水槽設置工事

健康・福祉に関する事業

- 松寿荘外壁改修工事 (480万円)
老朽劣化に伴う外壁改修工事
- 松寿荘ボイラー取替工事 (660万円)
老朽化に伴うボイラー取替工事
- 障がい者生きがいセンター屋根塗装工事(350万円)
屋根の維持塗装工事
- 産後ケア事業(99万5000円)
産褥入院や母乳相談等の費用負担軽減のための委託

生活・環境に関する事業

- 南原住宅団地焼却灰処理運搬委託(2億2001万円)
南原住宅団地内の焼却灰処理運搬委託
- 中の原橋剥落防止対策委託(850万円)
コンクリート剥落防止対策工事の委託
- 村道2110号線ほか道路改良工事(2700万円)
県道伊那インター線若月人形センター前交差点改良に伴う村道改良工事
- 村道105号線マウントアップ解消工事(500万円)
村道105号線(役場前)歩道改修工事
- 非常用水施設整備工事(8000万円)
防災公園として大芝公園内に非常用水施設の設置工事

子育て・教育・文化に関する事業

- 中学校特別教室棟増築工事設計委託(540万円)
中学校特別教室棟増築に伴う設計委託
- 中学校第2グラウンド整備工事(300万円)
中学校第2グラウンドの駐車場整備工事
- 中学校体育館天井落下防止工事(4850万円)
中学校体育館の天井など非構造部材の耐震補強工事
- 中学校用地測量業務委託(250万円)
中学校用地購入予定地の測量委託
- 南殿分館改修事業補助金(467万円)
公民館改修事業に伴う補助金交付
- 中部保育園・西部保育園増改築工事(2億5700万円)
園児増加による保育園改修工事
- 子ども館(仮称)設計委託(800万円)
子ども子育て総合施設(子ども館(仮称))建設に伴う設計委託
- 南箕輪小学校北校舎屋根外壁改修工事(500万円)
南箕輪小学校北校舎屋根外壁等の老朽化による改修工事
- 南部小学校保健室改修工事ほか(518万円)
南部小学校保健室改修および外壁等の改修工事

特別会計および公営企業会計の当初予算

会計の種類	平成27年度当初予算
国民健康保険特別会計	15億595万4000円
後期高齢者医療特別会計	1億860万7000円
介護保険事業特別会計	9億1790万3000円
下水道事業会計 (収益的収入および資本的収入)	8億9466万円
水道事業会計 (収益的収入および資本的収入)	3億186万3000円

主な財政用語の説明

【歳入】

村税……………村民税・固定資産税など
地方消費税交付金…消費税のうち、村に配分される交付金
地方交付税……………使いみちを特定せずに、国から村に交付される資金
分担金および負担金…村の行う事業により利益を受ける人から、その受益を限度として徴収する保育料、老人保護措置(養護老人ホーム)、地元負担金など
国庫支出金……………国が使いみちを特定して村に交付する資金
県支出金……………県が使いみちを特定して村に交付する資金
繰入金……………基金から一般会計へ移された資金
村債……………村が銀行などから長期に借り入れる資金

【歳出】

議会費…村議会の活動経費
総務費…全般的管理事務、徴税、戸籍、選挙事務などの経費
民生費…高齢者・障がい者福祉、子育て支援、生活保護などの経費
衛生費…保健・環境衛生、ごみ処理、し尿処理などの経費
農林水産業費…農林業の振興、生産基盤の整備などの経費
商工費…商工業や観光の振興などの経費
土木費…道路、河川、公園、住宅の管理や整備などの経費
消防費…消防・防災活動、防災基盤の整備などの経費
教育費…教育の充実や、文化・スポーツ振興などの経費
公債費…公共事業などで多額の資金が必要ときに借り入れた長期借入金の返済金
予備費…予算編成のときには予期しなかった、予算外の支出に対応するための科目



日時・場所

期 日	場 所
4月22日(水)	塩ノ井公民館
4月23日(木)	南殿コミュニティセンター
4月24日(金)	久保コミュニティセンター
4月27日(月)	田畑公民館
4月28日(火)	北殿公民館
4月30日(木)	神子柴公民館
5月 1日(金)	北殿公民館
5月 7日(木)	沢尻コミュニティセンター
5月 8日(金)	南原コミュニティセンター
5月11日(月)	西部地区館
5月12日(火)	田畑公民館
5月13日(水)	北殿公民館
5月15日(金)	村保健センター

胃・大腸がん検診

住民福祉課 保健予防係

日本人のがんの特徴は胃がんが多いことです。また、食生活の欧米化により大腸がんも増加し続けています。年に一度は、検診を受けましょう。

■対象
昭和56年4月1日以前に生まれた方

■検査方法
胃：検診車の中で発泡剤とバリウムを飲みX線撮影をし、胃壁や粘膜の状態をみる検査です。
大腸：便中の血液の有無を調べる検査です。検査

キットに便を2日分採り提出します。

■受付時間
午前7時～9時30分

■料金
胃がん検診 1000円
大腸がん検診 500円
(41歳・46歳・51歳・56歳・61歳の方は無料)
※検診の申し込みをしない方で受診を希望する方は、検診票と検査キット等をお送りしますので保健予防係までご連絡ください。



情報

Living Information

問い合わせ先は13ページに
まとめて掲載しています。

宝くじの助成金で備品の整備を行いました

総務課 管理防災係



地域社会の発展と住民福祉の向上のため実施している、宝くじの社会貢献広報事業「コミュニティ助成事業」により、村では小型動力消防ポンプの整備を行いました。

■配備先
村消防団第1分団第2部(塩ノ井区)

■助成元
(公財)長野県市町村振興協会

■助成額
100万円(消防団育成助成事業)



第9回みなみみのわ

フォトグランプリ

入賞作品紹介



産業課 商工観光係 ☎72-2176

村のPRを目的に開催された第9回みなみみのわフォトグランプリには、応募総数85点と多くの作品が寄せられました。その中から入賞作品をご紹介します。



「仲良く振り万灯」
酒井幸一 さん



最優秀賞



「愛の鐘と天の川」
酒井勇希 さん



「夏が終わる」
櫻井英之 さん

優秀賞



「秋色のじゅうたん」
酒井幸一 さん

特別賞



「晩秋の権兵衛峠」
藤澤進 さん



「カモと遊ぶ秋日和」
片桐久司 さん

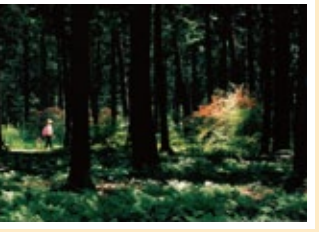


「麦刈」
加藤平治 さん



「春に向かって」
伊藤好幸 さん

佳作



「ヤマツツジの待つ道」
大塚栄二 さん



「大芝から地球の平和を」
小原秀彦 さん



「収穫祭しゅうかくさい」
加藤平治 さん



「残雪に映えるふくろなでしこ」
片桐久司 さん



「撫子色の絨毯」
有賀忠幸 さん



「まっくん「田んぼ」体験隊」
藤澤進 さん



「おもいで」
久保田剛 さん



「風誘う新緑の輝き」
小林兼久 さん

福祉手当を支給します

住民福祉課 福祉係

寝たきりまたは認知症の高齢者等を介護している方、または障がい者の方々の経済的負担を軽減する目的で、福祉手当を支給します。

対象と考えられる方には申請書をお送りしますので、福祉係まで提出してください。

対象期間 支給月額

平成26年10月1日～平成27年3月31日（入院施設入所中の期間を除く）

対象者

- (1) 要介護(3)(4)(5)認定者を常時介護している方
- (2) 要介護(2)認定者で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の要介護状態にある方を常時介護している方：8000円
- (3) 20歳未満で、身体障害者手帳1級、2級、または療育手帳A1に該当する方：1万4000円
- (4) 20歳未満で、身体障害者手帳3級、4級、または療育手帳B1に該当する方：8000円
- (5) 腎臓病その他の慢性疾患で、人工透析を行っている方：4000円
- (6) 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方：4000円
- (7) 県知事の認定を受け、特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

：4000円

■ 申込期限

4月30日（木）

単身入居障害者家賃補助金

住民福祉課 福祉係

村では、アパートなどで一人暮らしをしている障がい者に対し、経済的負担を軽減し、社会的自立を促進するため、家賃の補助を行っています。

詳しくは福祉係までお問い合わせください。

こころの相談

住民福祉課 保健予防係

気分がゆううつで何もする気がおこらない、閉じこもっていて社会生活できない、家族のこころの病気とうまく付き合うにはどのようにしたらいいのかわからないなど、お悩みの方はいませんか。一人で悩まずにご相談ください。

■ 日時

4月15日（水）

午前9時～10時、11時（予約制）

■ 場所

村保健センター

■ 内容

臨床心理士による相談（無料）

生ごみ処理器設置補助金

住民福祉課 生活環境係

■ 対象者

村に住民登録している方

■ 対象機器

コンポスト（2基まで）

電機・機械式処理機（1基まで）

※業務用デイスポージャーは対象外です。

■ 補助額

設置費の2分の1以内（3万円を上

※補助を受けてから6年を経過したものについても補助を受けることができます。

生ごみを出す時には

水切りが不十分だと臭いが出たり、ごみの重さが増えてしまいます。

燃やせるごみのおよそ4割が生ごみです。その生ごみのおよそ8割が水分と言われています。水切りを充分することで嫌な臭いも減り、ごみが軽くなるため、ごみ出しも楽になります。生ごみはしっかり水を切りましょう。

生ごみ水切りのポイント

- (1) まずは水に濡らさない！
- (2) しぼって乾かす！
- (3) ごみ出し前にひとしぼり！

住宅用新エネルギー施設設置補助金

住民福祉課 生活環境係

村では、「住宅用新エネルギー施設設置補助金」を設けています。

■ 対象施設

太陽光発電、太陽熱利用施設

ペレットストーブ、薪ストーブ

これらの施設を設置する予定のある方は、ご相談ください。

なお、補助金申請書は施設設置前に必ず提出をお願いします。施設設置後の申請は認めることができませんので、ご注意ください。また、4月から補助金額を一部変更しました。様式は村ウェブサイトでダウンロードできますので、ご利用ください。

微小粒子状物質（PM2.5）測定情報

住民福祉課 生活環境係

長野県では、県内の大気汚染状況を監視するため、PM2.5を含む大気汚染物質を常時監視し、結果をウェブサイトで公表しています。

村に近い測定局は伊那合同庁舎で、1日平均値や1時間ごとの速報値を確認することができます。

今後、国の行動指針に基づいて情報提供していきます。

詳しくは、長野県公式ウェブサイト

をご覧ください。

消防署届出等窓口変更

総務課 管理防災係

4月1日からの上伊那広域消防発足に伴い、たき火の届け出や煙火消費受付、打ち上げの届け出など消防関係の窓口が変更になりました。

■ 箕輪消防署 ☎79・0119

久保 塩ノ井 中込 北原

■ 伊那消防署 ☎72・0119

北殿・南殿・田畑・神子柴・沢尻・南原・大

泉・大芝

詳しくは各消防署にお問い合わせください。

子ども・子育て支援新制度が始まります

子育て支援課 子育て支援係

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援新制度が4月から始まりました。村では「子どもがのびやかに育つ村」をスローガンに「子ども子育て支援事業計画」を策定し、今後は計画にそって各事業を実施していきます。

これに伴い、保育料も4月から改定しました。

子ども・子育て支援事業計画、改定後の保育料徴収基準額表は村ウェブサイトに掲載していますのでご覧ください。

詳しくは子育て支援係までお問い合わせください。

ゆったり水中教室復習コース参加者募集

住民福祉課 介護支援係

65歳以上で、過去に村の水中教室を2回以上受講したことのある方を対象に復習コースを開講します。

■ 日程

5月20日から8月12日までの毎週水曜日（6月24日を除く）

■ 時間

午前10時10分～11時45分

■ 場所

ふれあいプラザ（大芝の湯併設の水中運動施設）

■ 内容

健康運動指導士による水中運動の指導（11回）、陸上での運動（1回）

■ 料金

6000円

■ 定員

20人（定員に達し次第締め切ります。）

■ 申込締切

5月8日（金）

※初心者向けコースは8月ごろから実施予定です。



上・下水道の工事は村指定工事店へ

建設水道課 下水道係

新しく家を建てる時、今ある水道配管などを改造するとき、下水道への接続を行うときなど、上水道や下水道の宅内工事を行う際は、必ず村指定工事店に依頼してください。

指定工事店以外の業者は工事を行うことができませんので、指定工事店であることを確認したうえで依頼するようにしてください。

指定工事店については村ウェブサイトをご覧いただくか、下水道係へお問い合わせください。

住宅リフォーム補助金

産業課 商工観光係

■ 対象者

村に住民登録し、現在居住している住宅の所有者で、村税等の滞納がない方

■ 対象住宅

村内にある現在居住している個人住宅

■ 対象工事

次のすべてに該当する工事

- (1) 増築・一部改築、修繕、設備改善工事（下水道接続工事など）
- (2) 対象工事金額が30万円以上の工事
- (3) 村内に本社のある住宅関連業者（個人経営含む）が施行する工事

■ 補助対象とならない工事

- (1) 村の他の補助金や他の公的機関の補助金または助成金の対象となる工事
- (2) 火災、自然災害などによる保険給付金の対象となる工事
- (3) 外構工事（車庫や塀など）
- (4) 備品などの購入
- (5) 住宅工事を伴わない、便器、給湯器、IHクッキングヒーターなど製品のための取替工事

■ 補助金の額

定額10万円

工事をはじめの前に必ず申請書を提出してください。

申請書は、村ウェブサイトからダウンロードできます。

詳しくは商工観光係までお問い合わせください。

ほっこりつぶやき集

ほっこりつぶやき集は村内5園の
保育園児のつぶやきです

▼給食でブドウが出た時

『そうじきみたいにシュ〜ってすうの?』

Z Z Z

▼タンポポを摘んだ男の子

『なかから マヨネーズ でてくるの?』

Z Z Z

▼給食の準備前の会話

Y『ボクんち ゲームあるよ』

K『ボクんち そろばんあるよ』

保育士『先生の家にも そろばんあるよ』

M『Mねえ、あかちゃんのころ、そろ
ばんたべれなかったよ』

Z Z Z

今回の写真は南原保育園 おひるねの様子です



2月18日の南箕輪村の日に併せ、村内
各施設で特別給食が出されました。
特別メニューは、村らしさのある給食
を食べてもらいたいと村栄養士が考えた
もので、まっくんの形に作った肉団子「ま
つくん蒸し」や地元産野菜をたっぷり使
った汁物など、南箕輪にちなんだものが
取り入れられています。

まっくんおいしいよ!!

Yomoyama
Topics

よもやま つぶやき

まっくん学校給食カレー発売!



村の農業振興と活性化に取り組む
6次産業化検討ワーキングチームは、学
校給食のレシピを基に考案したレトル
トカレーの販売を、2月21日から始めま
した。
発売開始に併せて発売記念イベント
が大芝高原味公房で開かれました。
イベントでは、信州大学農学部松島
憲一准教授によるカレー講演や、チーム
メンバーによる商品説明などが行われ
ました。

カレーが家庭

1903年：今村弥(現ハチ食
1906年：一真堂が即席カレ
のタネ)を発売
1950年：S&B社がカレー粉
1960年：ハウス食品工業株
ルウ「ハウス印度カ
1965年：大塚食品、初のレ
レー」を発売



BOUSAI 豆知識

村防災士会
総務課 管理防災係
☎72-2104

家庭防災会議で災害に備えよう

地震や豪雨などの災害をなくすことはできません。災害への対応は、被害を軽減する「減災」が最も重要になります。そのために
は日頃からの災害への備えが必要です。家庭で防災会議を開いて「いざ」という時への備えをしましょう。

家族で話し合っておくべきことを確認しよう!

- ✓ 家族の連絡方法の確認
- ✓ 防災マップや被害想定によって自分たちの住む地域のリスク、危険箇所を確認
- ✓ 大地震に備えた家具の固定、家具の再配置
- ✓ 避難所や避難場所への経路を、休みの日などを利用し、昼間と夜間、それぞれ実際に歩いてみて確認
- ✓ 家庭内の備蓄品の準備と保管場所の確認(期限切れの食品や薬がないか)
- ✓ 非常持ち出し品の準備、確認
- ✓ 消火用品、防災資機材の準備、確認
- ✓ 家庭内での災害時の役割の確認



どれも重要なことです! 1年に1回は家族で話し合しましょう。

希望を胸に 未来へはばたく

3月17日と18日に村内小中学校で
卒業証書授与式が行われました。
今年度の卒業生は、南箕輪小学校
が122人、南部小学校が30人、南箕
輪中学校が166人です。



校長先生から笑顔で卒業証書を受け取る
(南箕輪中学校)



卒業証書を抱き退場(南箕輪小学校)



この日卒業した30人(南部小学校)

4月

相談あれこれ

村に相談
●**村長相談**（随時・事前予約）
ファクス・メール相談も受け付けています。
（住所・氏名・電話番号を明記してください）
総務課 行政係TEL72ー2104 直通FAX72-2898

●**介護相談**（月～金曜日：祝日除く）
介護方法や介護サービスの利用等について相談を行っています。
住民福祉課 地域包括支援センター TEL72-2105

●**健康・栄養相談**（随時・事前予約）
体脂肪率や血圧なども測れます。
住民福祉課 保健予防係 TEL72-2105

●**子育て相談**（月～金曜日：祝日除く）
子育てに関することや、児童・生徒の教育などの相談を行っています。
場所 村公民館第1会議室
子育て教育支援相談室 TEL76ー4110

●**こころの相談**（事前予約）
臨床心理士が相談に応じます。
4／15(水)9:00～、10:00～、11:00～
場所 村保険センター
住民福祉課 保健予防係 TEL72-2105

●**行政相談**
4／17(金)午前10:00～12:00
場所 村民センター2階小会議室
相談日以外も電話や訪問相談可
相談員 征矢俊彦さん TEL73-5283

社会福祉協議会に相談
TEL76-5522

●**心配ごと相談**（随時）
相談は電話にて受け付けます。

●**司法書士による無料法律相談**（事前予約）
4／24(金)午後3:00～午後5:00

●**結婚相談**
4／14(火)午後7:00～午後8:00
4／26(日)午後1:30～午後3:00
場所 松寿荘相談室
相談所長 漆戸智治さん

その他の相談

●**交通事故相談**（事前予約）
4／2、16(木)午前10:00～午後3:00
場所 伊那合同庁舎 2階交通事故相談室
上伊那地方事務所地域政策課
TEL76-6803(直通)

●**消費者相談**（随時）
振り込み詐欺、耐震工事、健康食品などを強引に売りつける悪質な訪問販売や催眠商法によるトラブルでお困りの方、お気軽にご相談ください。
飯田消費生活センター
TEL0265-24-8058

●**行政書士による無料相談**
毎月第2水曜日 午後1:00～午後4:00
（事前予約）
相続・遺言・成年後見制度に関する手続きなどご相談ください。
長野県行政書士会伊那支部事務所
TEL73-2208

今月のごみ

地区名 ごみの種類	久保 中込	塩ノ井 北殿	南殿 田畑	神子柴 沢尻	信大宿舍 南原・大芝 大泉・北原
燃やせるごみ	月・木		火・金		月・木
燃やせないごみ・缶 びん・ペットボトル 資源プラスチック	1日・15日	7日・21日	1日・15日	8日・22日	14日・28日
古紙類・再生可能衣類	6日		13日		20日
廃食用油	6日・20日				

運動サポートデー	運動指導士による運動指導、相談 ●時間／13:00～16:00 ●場所／大芝高原 森の交流施設 毎週水曜日、金曜日（4月29日（水）を除く）
-----------------	---

日	月	火
5  おさか循環器クリニック(循)…☎71-6151 片桐医院(内心) …☎72-4072 福島医院(内) …☎79-2071 水道 (株)伊那北工機 ☎72-4628	6   リサイクルウィーク(～17日) 保 健康相談 要予約 13:00～16:00 水道 高木設備 ☎72-1362/73-7824	7   たけのご園入園式 保 育児相談 受付 9:30～11:00
12  県議会議員一般選挙投票日 7:00～20:00(各地区投票所)  野沢医院(内) …☎74-5000 ふかさわ耳鼻咽喉科医院(耳) …☎77-1833 水道 (株)堀建設 ☎73-5777/73-3011	13   保 健康相談 要予約 13:00～16:00 水道 (株)堀建設 ☎73-5777/73-3011	14   す ベビーマッサージ10:30～11:00 保 健康相談 要予約 13:00～16:00
19  中嶋内科消化器科クリニック(内消)…☎77-3711 清水耳鼻咽喉科医院(耳) …☎72-3775 ユーカリの森クリニック(内) …☎98-7855 水道 (株)堀建設 ☎73-5777/73-3011	20   す ボディトリートメント 10:30～11:30 保 健康相談 要予約 13:00～16:00	21   役 村議会議員一般選挙告示 立候補届出受付 8:30～17:00(講堂) 保 3歳児健診
26  村議会議員一般選挙投票日 7:00～20:00(各地区投票所)  原内科消化器科医院(内消)…☎77-0177 北原眼科医院(眼) …☎76-9999 高原医院(整) …☎98-0385 水道 原建設(株) ☎72-1010/74-7031	27   役 村議会議員当選証書付与式 10:00～(講堂) 胃・大腸がん検診 受付 7:00～9:30(田畑公民館)	28   胃・大腸がん検診 受付 7:00～9:30(北殿公民館)

大芝の湯	大芝荘	味工房	村図書館	南部小図書館
				

役	……役場
保	……保健センター
村	……村民センター
公	……村公民館
す	……すすくはうす

休日当番医	水道当番店
	水道

※都合により休日当番医が変更することがあります。
※緊急の場合、歯科は上伊那口腔保健センター(伊那健康センター内)で、毎週日曜日午前8時30分～12時の間、診療を行っています。

今月の納付期限は**4月30日(木)**です

固定資産税 保育料

●乳幼児健診、相談の年間予定表を村ウェブサイトに掲載しています。

水	木	金	土
1  村 消防団任命式 19:30～ 景観行政団体移行	2   保 2歳児相談	3  保育園入園式	4 小学校入学式 中学校入学式 県議会議員一般選挙 期日前投票 8:30～20:00 (～11日)(役場多目的室) 水道 (有)カクミ ☎76-0322
8 保 2歳児相談	9    す 絵本の会10:30～ 保 3か月児健診	10 村 小さなおはなしむら 10:00～、11:00～	11 水道 (有)加藤設備工業 ☎78-3088
15 保 こころの相談 要予約 9:00～、10:00～、11:00～	16   す うたあそび10:30～ 役 村議会議員一般選挙立候補 届出書類事前審査 9:00～12:00、13:00～16:00(講堂)	17 保 1歳6か月児健診	18 村 おはなしむら10:30～ 水道 南信温水 ☎72-8036
22 村 議会議員一般選挙期日前投票 8:30～20:00(～25日)(役場多目的室) 胃・大腸がん検診 受付 7:00～9:30(塩ノ井公民館) 村 村の民話童話のおはなし会10:30～ 役 介護保険・国保・前期高齢・後期高齢制度説明会 13:30～(講堂)	23    保 10か月児健診 胃・大腸がん検診 受付 7:00～9:30(南殿コミュニティセンター)	24 村 小さなおはなしむら 10:00～、11:00～ 胃・大腸がん検診 受付 7:00～9:30(久保コミュニティセンター)	25 水道 ミヤケン ☎78-2937
29  「森林の里親促進事業」植樹活動9:00～(大芝高原) 長野県市町村対抗駅伝・小学生駅伝競走大会(松本市)  たかはし医院(内小消)…☎71-5121 前沢眼科医院(眼) …☎76-0600 水道 (有)カクミ ☎76-0322	30    保 7か月児相談 胃・大腸がん検診 受付 7:00～9:30(神子柴公民館)	5/1	2 水道 (株)伊那北工機 ☎72-4628



MEG 株式会社 **マシンエンジニアリング**
〒399-4583 上伊那郡南箕輪村2380-480 TEL 0265-76-0001
http://www.meg.co.jp e-mail:info@meg.co.jp FAX 0265-76-9601



ケーブル1本で街をつなぐ、人をむすぶ。

伊那ケーブルテレビジョン



建設・建築の前には届け出を

景観計画区域内(村全域) において、建設などの景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為は、景観法に基づき、行為着手の30 日前までに届け出が必要です。

届け出のあった行為は、村が景観形成基準に適合するか審査を行い、基準に適合すると認められた場合は適合通知を行います。

届出対象行為

行 為		届け出の対象となる基準
建築物	(1) 建築物の新築、増築、改築または移転	高さ13mを超えるものまたは床面積の合計が30㎡を超えるもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	変更に係る面積が100㎡を超えるもの
工作物	(3) プラント類、自動車車庫(建築物としない機械式駐車設備等)、貯蔵施設類、処理施設類 ※ ¹	高さ10mを超えるものまたは築造面積100㎡を超えるもの
	(4) 電気供給施設等 ※ ²	高さ15mを超えるもの
	(5) その他の工作物	高さ10mを超えるものまたは築造面積1,000㎡を超えるものまたは太陽光発電設備等についてはパネルの面積の合計が100㎡を超えるもの ※ ³
	(6) 土地の形質の変更 ※ ⁴ (土石の採取または鉱物の掘採を除く)	面積1,000㎡を超えるものまたは法面・擁壁の高さ2mを超えるものかつ幅20mを超えるもの
	(7) 土石の採取または鉱物の掘採	面積1,000㎡を超えるものまたは法面・擁壁の高さ2mを超えるものかつ幅10mを超えるもの
	(8) 屋外における物件の堆積	面積300㎡を超えるものまたは堆積の高さ3mを超えるもの
	(9) (1)から(5)までの建築物または工作物の外観に表示される特定外観意匠 ※ ⁵	面積10㎡を超えるもの

※¹ プラント類：コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

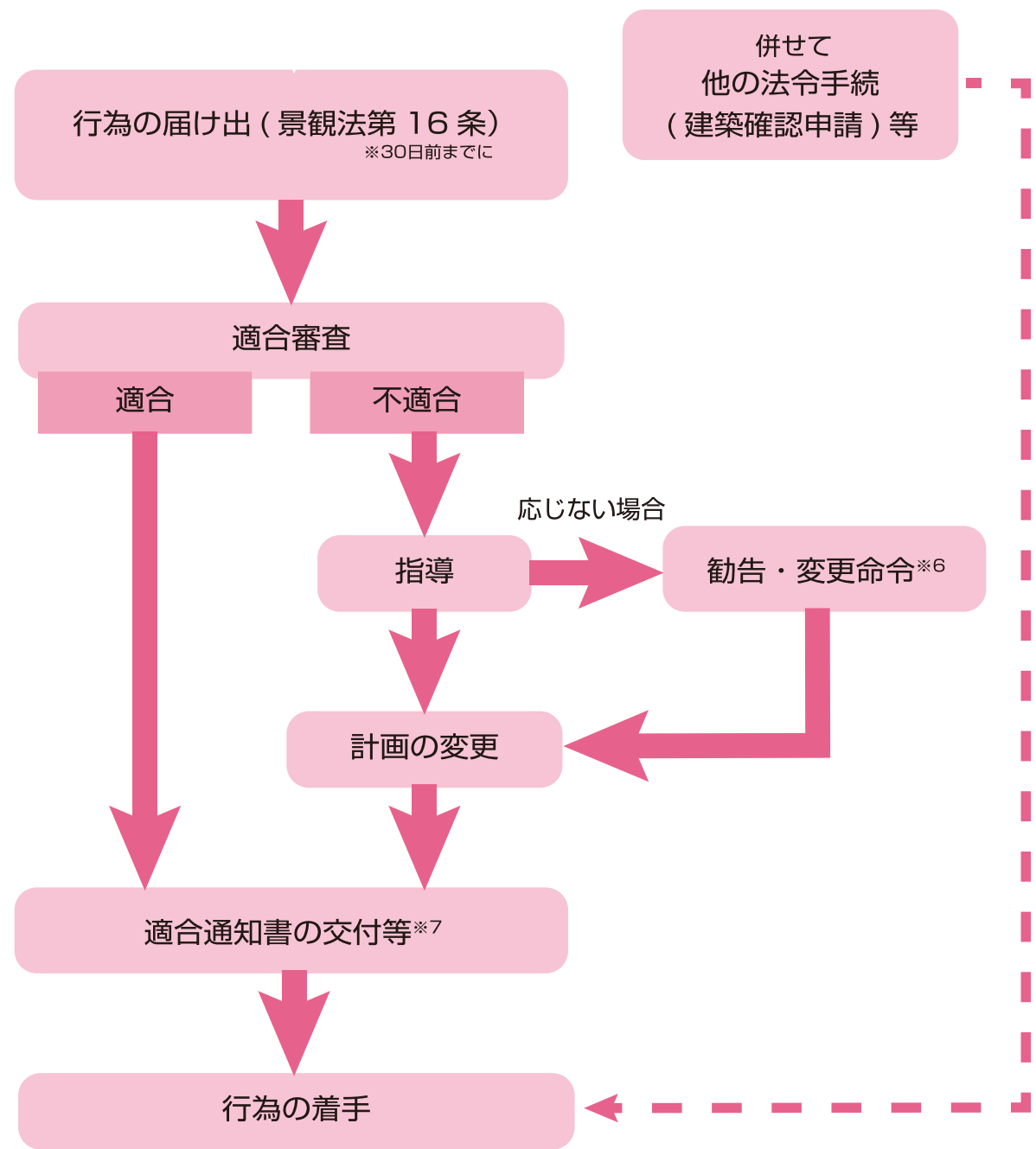
※² 電気供給施設等 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設、同条第16号に規定する「電気工作物」または電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

※³ 一定の土地にまとめて自立して設置されるものおよび、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む

※⁴ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為および景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

※⁵ 公衆の関心を引く形態または色彩その他の意匠（営利を目的としないものおよび表示期間が30日以下のものを除く）

届出に対する手続の流れ



※ 6 適正な届け出を行わなかった場合や変更命令に従わない場合などは、景観法に基づく罰則があります。
・届出違反に対する罰則：30 万円以下の罰金
・変更命令に従わなかった場合の罰則：50 万円以下の罰金、原状回復命令
・原状回復命令に従わなかった場合の罰則：1 年以下の懲役、又は、50 万円以下の罰金

※ 7 届出書を受理した日から 30 日間経過した後でなければ、届け出に係る行為に着手することができません。ただし、届け出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知書が交付され、適合通知日以降であれば着工が可能です。特定届出対象行為（村が条例で定めるもの）に関しては、審査の期間が最大 90 日間まで延長される場合があります。

届出対象行為に該当するかどうかなど、不明な点は建設水道課建設工事係（☎72-2325）までご相談ください。

配慮すべき事項

「景観法第18条第2項」では、『良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、（中略）届出から着手までの期間を短縮することができる』とあります。

そのため、適合審査の期間も考慮し、問い合わせや事前協議などによって、速やかに行為の着手ができるようにするなどの配慮をします。